

# R 1 宮繕 阿南光高等学校 阿南・新野 武道場等解体他工事

図面目録			
A-1	(共通) 解体工事特記仕様書(1)	A-37	(部室2) 改修詳細図
A-2	(共通) 解体工事特記仕様書(2)	A-38	(新設ゴミ置場) 詳細図
A-3	(共通) 解体工事特記仕様書(3)		
A-4	(共通) 小型焼却炉解体工事特記仕様書(1)	E-01	(武道場等) 電気工事仕様書
A-5	(共通) 小型焼却炉解体工事特記仕様書(2)	E-02	(全体) 全体配置図
A-6	(共通) 小型焼却炉解体工事特記仕様書(3)	E-03	(武道場) 電気設備撤去図
A-7	(共通) 配置図、付近見取図	E-04	(部室1) 電気設備撤去図
A-8	(共通) 解体配置図(1)	E-05	(体育器具庫・屋外WC) 電気設備撤去図
A-9	(共通) 解体配置図(2)	E-06	(武道場等) 屋外電気設備撤去図
A-10	(共通) 解体後配置図	E-07	(武道場等) 支障物件確認図
A-11	(武道場) 仕上表、平面図		
A-12	(武道場) 立面図	P-01	(3工区) 管工事仕様書
A-13	(武道場) 断面詳細図	P-02	(武道場) 管工事撤去図
A-14	(武道場) 平面詳細図	P-03	(屋外WC・焼却炉) 管工事撤去図
A-15	(武道場) 断面詳細図		
A-16	(武道場) 床伏図、基礎伏図		
A-17	(武道場) 軸組図		
A-18	(武道場) 展開図		
A-19	(武道場) 鉄骨詳細図		
A-20	(武道場) 小屋伏図、建具表		
A-21	(武道場) 建具キープラン		
A-22	(部室1) 撤去詳細図(1)		
A-23	(部室1) 撤去詳細図(2)		
A-24	(部室1) 撤去詳細図(3)		
A-25	(屋外WC) 撤去詳細図		
A-26	(廃棄物置場) 撤去詳細図		
A-27	(焼却炉) 撤去詳細図(1)		
A-28	(焼却炉) 撤去詳細図(2)		
A-29	(焼却炉) 撤去詳細図(3)		
A-30	(焼却炉) 撤去詳細図(4)		
A-31	(体育器具庫) 撤去詳細図		
A-32	(渡り廊下9) 撤去詳細図(1)		
A-33	(渡り廊下9) 撤去詳細図(2)		
A-34	(渡り廊下9) 撤去詳細図(3)		
A-35	(渡り廊下4) 撤去詳細図(1)		
A-36	(渡り廊下4) 撤去詳細図(2)		

I. 工事概要		章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項	
1. 工事名称	R 1 営繕 阿南光高等学校 阿南・新野 武道場等解体他工事	① 工事関係図書	○施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。 ○上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。 ○施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。	⑥ 技能士の適用	○技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。 なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。 ○印…適用作業	
2. 工事場所	阿南市新野町室ノ久保	② 安全衛生管理	○工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。 ○工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。 ○工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。 ○工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。 ○受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。 ○地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。 ○受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。 ○受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。 ○受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。 ○受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンストラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。 ○受注者は、移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、当面(平成28年度未だを目途)は、経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。 ○休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。 ○受注者は、工使用車両による土砂、工使用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損傷を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。 ○受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。 ○工事現場には、営繕課指定の工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。工事標識については、原則として徳島県産木材を用いた木製品を使用するものとする。また、県産木材の取扱いについては、「10. 工使用資材・県産木材の使用」を準用する。 ○受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。 ○電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。 ○工事に影響のある範囲内の重要備品等 (有・無) 備品等名称： 保管場所： 注意事項： ○工事現場監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向した時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。 ○受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。 ○施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。	⑦ 周辺家屋等の対応	・本工事に先駆け、県において周辺家屋等の事前調査を実施していますので、調査報告書を参考にし、今後の工事を実施すること。 ○工事に関連して、周辺住民から苦情がある場合は、十分調査を行い、監督員に報告、協議して対応すること。	
3. 工事概要	A. 建物取り壊し ① 武道場 :鉄骨造 平屋建 建築面積 496.44㎡ 延床面積 496.44㎡ ② 部室1 :C B造 平屋建 建築面積 72.94㎡ 延床面積 72.94㎡ ③ 屋外WC :C B造 平屋建 建築面積 9.98㎡ 延床面積 9.98㎡ ④ 廃棄物置場:鉄骨造 平屋建 建築面積 13.74㎡ 延床面積 13.74㎡ ⑤ 焼却炉 :鉄骨造 平屋建 建築面積 29.37㎡ 延床面積 29.37㎡ ⑥ 体育器具庫:C B造 平屋建 建築面積 36.25㎡ 延床面積 36.25㎡ ⑦ 渡り廊下9 :鉄骨造 平屋建 建築面積 44.40㎡ 延床面積 0㎡ ⑧ 渡り廊下4 :鉄骨造 平屋建 建築面積 40.00㎡ 延床面積 0㎡ B. 建物改修 ⑨ 部室2 :C B造 2階建 建築面積 48.65㎡ 延床面積 85.20㎡ C. 建物新設 ⑩、ゴミ置場 :アルミ製既製品 (3基)	③ 工事現場管理	○設計図書の優先順位は、次の順とする。 (1) 質問回答書(2)から(5)に対するもの) (2) 補足説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 国土交通省大臣官房営繕部監修建築物解体工事共通仕様書(平成24年版)以下「解体共通仕様書」という。) ○施工条件は次による。 ・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。 ・施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は、施設管理者と協議の上、作業を行うこと。また、施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。 ・新設ゴミ置場については、既設廃棄物置場及びその周辺の解体工事着手前に設置を完了させること。 ・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程調整及び確認を行う。 ○本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規模に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。 ただし、同規模に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。 なお、同規模に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。 ○本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号最終改正平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。 ○本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを工種別の施工計画書に添付し提出すること。 ○交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に60日間配置すること。 ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている(義務付けられない))。 ・警備員は、延60人(昼60人、夜0人:うち検定合格警備員0人)を見込んでいる。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。 ○受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合には、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。	⑧ 実施工程表、施工計画書等	○施工に先立ち、実施工程表、工事の総合仮設計画をまとめた施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。 ○上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。 ○電子納品:対象 ○提出書類 ・竣工図(製本3部、電子データ2部)(A4・A3・A2・ <u>原因版</u> ) ・工事写真(写真帳1部( <u>着手前</u> )・工事中・ <u>竣工</u> 、電子データ2部) 写真帳は監督員から指示があった場合に提出すること。 ・使用材料一覧表(1部、うち電子データ1部) ・保全に関する資料	
4. 工期	工事完成年月日は令和 年 月 日とする。 ※○印の付いたものを適用する。	④ 施工	○受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。 ○電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。 ○工事に影響のある範囲内の重要備品等 (有・無) 備品等名称： 保管場所： 注意事項： ○工事現場監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向した時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。 ○受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。 ○施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。	⑨ 記録	○竣工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式を0D-Rに保存する。 ○工事写真はしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。 しゅん工については、工事目的物の状態が、また、資材、施工状況等については、不可視不文の出来形が写真で的確に確認できること。 ○工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。	
II. 解体工事仕様書		章 項 目	特 記 事 項	章 項 目		特 記 事 項
1 章	① 通用基準等					
解体一般共通事項	② 施工条件					
工事名	R 1 営繕 阿南光高等学校 阿南・新野 武道場等解体他工事	株式会社	橋 建 築 事 務 所			一級建築士登録 第108457号 浜岡孝幸 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 (株)橋建築事務所 一級建築士事務所 登録番号 徳島県知事 登録第61015号 電話(088)625-7878

章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項											
11	工事用資材	<p>○受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等（以下「建材等」という）の発注の際には、発注前に、「生コンクリート使用承諾書」、「材料使用承諾書」、「木材使用承諾書」を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>○受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「木材使用実績報告書」（電子データ）、「建設資材使用実績報告書」（電子データ）を監督員に提出しなければならない。</p> <p>○県産木材の使用</p> <p>(1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。</p> <p>(2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。</p> <p>① 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材</p> <p>② ①以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材</p> <p>(3) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>(5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難い場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>○製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>○県内産資材の使用</p> <p>(1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>県内産資材(次のいずれかに該当するもの)</p> <p>① 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品</p> <p>② 徳島県内の工場で加工、製造された製品</p> <p>注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。</p> <p>注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。</p> <p>注3 公共建築工事標準仕様書そのた関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</p> </div>	<p>○炊表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </table> <p>(注) 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。</p> <p>○中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>○中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>○受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。</p> <p>○対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回	<p>○仮設トイレの洋式化</p> <p>○受注者は当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上7千万円未満の工事において、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。</p> <p>ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。</p> <p>○受注者は当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上7千万円未満の工事において、現場代理人または主任技術者が女性の場合、設置する仮設トイレは、「快適トイレ」を 標準とする。</p> <p>ただし、特段の理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>○受注者は、当初請負対象金額(設計金額)7千万円以上の工事において仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。</p> <p>ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。</p> <p>○受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。</p> <p>○快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。</p> </div>
		当初請負対象額		一般入札工事	低入札工事														
3千万円未満	—	1回																	
3千万円以上5千万円未満	—	2回																	
5千万円以上1億円未満	1回	2回																	
1億円以上	2回	3回																	
3章	解体施工	<p>○空調機等の冷媒は、専門業者により回収を行い、空気中に飛散させてはならない。</p> <p>○建物の解体は順序よく行い、特に安全を期すこと。工事中に発生する粉塵については、散水等適当な方法により発生防止に努めること。</p> <p>○解体の発生材の運搬計画及び通行道路の搬送計画について、関係機関と協議し、一般車両の通行に支障の無いように努めること。また、道路の汚染防止に努め、道路等を汚した場合は速やかに清掃すること。</p> <p>○解体は全て分別解体により行い、次により工事写真を撮影すること。</p> <p>(1) 内装材等をはぎ取った壁、天井、床の各面</p> <p>(2) 内装材を分別して集積したところ(特にせつこうボードは他のボードと区別すること)</p> <p>(3) 積み込み状況(車のナンバープレートを書し込むこと)</p> <p>(4) 捨て場状況(車のナンバープレートを書し込むこと)</p> <p>○構造物の地中部の取り壊しはベース下端捨てコンクリート及び栗石底面まで行い撤去すること。</p> <p>・本工事の施工に当たっては、騒音・振動を発生させる作業施工中、騒音・振動測定を実施し、騒音振動規制法等関係法令に基づき基準内及び周辺住民への影響を考慮した施工を行うこと。</p> <p>・騒音・振動の測定中に基準値を超えたことが確認された場合には現場監督員に速やかに連絡すること。</p> <p>・騒音・振動の測定に当たっては、計量証明事業登録者が行い、測定完了後計量証明事業登録者の作成した報告書を3部提出すること。</p> <p>・測定は、作業場所の敷地境界で行い、測定法は騒音JIS Z 8731(騒音レベル測定方法)、JIS Z 8735(振動レベル測定方法)による。(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築工事施工 監理指針参考資料参照)</p> <p>・騒音・振動の測定に先立ち、測定に関する実施計画書を提出し、監督員の承認を得た後、実施すること。</p> <p>・測定数は〇ヶ所とし、位置は解体作業の進行に伴い移動するものとする。(延〇日間を見込んでいる。)</p> <p>○本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は 週間とする。切り直し時期については、 頃とする。</p> <p>○解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、有れば監督員の指示に従うこと。</p> <p>○解体前に照明器具及びトランス内進相コンデンサーのPCBの有無を調査し、有れば監督員の指示に従うこと。</p> <p>・杭の解体 工法( )</p> <p>・樹木等の伐採抜根及び移設 方法( )</p> <p>○舗装版切断に伴い発生する排水は汚泥に該当するため、関係法令等に基づき適正に処理すること。</p>																	
11	設計変更箇所確認	<p>○工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること</p> <p>○工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること</p>	<p>○設計6Lの設定は、BM( 図示 )を±0とする。ただし、監督員の指示により決定する。</p> <p>○仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。</p> <p>①労働安全衛生法に基づく 構造規格</p> <p>②(社)仮設工業会の認定基準</p> <p>また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。</p> <p>○労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。</p> <p>届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。</p> <p>届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。</p> <p>○労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。</p> <p>○受注者は、高さが2m以上の箇所作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業毎日に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>○外部足場(種類：手すり先行型枠組本足場(据置型)、仕様：2枚布、D=90cm、シート仕様：防音シート)</p> <p>・壁つなぎ間隔(水平方向：8m以下、鉛直方向：9m以下)</p> <p>・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式により行うこと。</p> <p>ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。</p> <p>○内部足場(種類：脚立足場、仕様： 枚布、D= cm)</p> <p>・壁つなぎ間隔(水平方向： m以下、鉛直方向： m以下)</p> <p>○仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>○仮囲い(仕様：成形鋼板、H=3.0m、L=図示)(図示)</p> <p>○ゲート(有)、無、仕様：P 3M×H5.4m×H4.5m)</p> <p>○足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。</p> <p>○受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。</p> <p>○監督員事務所は( 設ける(面積 m<sup>2</sup>程度) ・<u>設けない</u>)</p> <p>○監督員事務所の備品等は監督員の指示を受けて設置すること。</p> <p>○既存電力利用( 出来る ・<u>出来ない</u>、電力料金(有償)・無償)</p> <p>○既存水利用( 出来る ・<u>出来ない</u>、水料金(有償)・無償)</p> <p>○同用地は、( 図示の場所に ・<u>用意していないので業者にて</u> 設けること。</p> <p>・借地借家料 円</p>																
11	工事検査及び技術検査	<p>○設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>○試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p>	<p>○仮設物</p> <p>○工事用水、電力等</p> <p>○工事車両駐車場 現場事務所用地等</p>																
工事名	R 1 営繕 阿南光高等学校 阿南・新野 武道場等解体他工事	株式会社 橋 建 築 事 務 所	<p>一級建築士登録 第108457号 浜岡孝幸</p> <p>〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 (株)橋建築事務所</p> <p>一級建築士事務所 登録番号 徳島県知事 登録第61015号 電話(088)625-7878</p>	(共通)	—	A - 2													
				解体工事特記仕様書(2)															

章	項 目	特 記 事 項
	⑦ 地下埋設物埋設配管等	○解体範囲内の設備機器等の撤去も本工事に含むものとする。なお、電気、給排水、ガス管、空調配管、配線の有無を確認のうえ着手すること。
	⑧ 整地・埋戻し・盛土	○埋戻しは、(購入土) クラッシュラン・再生クラッシュラン・現場発生土・他工事の現場発生土)とする。 ・混入する石の最大径は mm程度とする。 ○埋戻し高さは、図示 とする。 ○整地範囲は図示による。
	⑨ 工事中の排水	
	⑩ 墜落防止対策	○2階以上の腰壁のない開口部等から廃棄物の搬出作業を行う場合には、墜落防止の手摺り等を設けること。 ○手摺り等を設けることが著しく困難なとき、又は、作業の必要上臨時に手摺り等を取り外すときは、安全帯を使用したままの状態で作業を行えるよう考慮し、作業員に安全帯の着用を徹底させること。

章	項 目	特 記 事 項
4章 建設廃棄物の処理	① 一般事項	○発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える。以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。 ・コンクリート(無筋) 処分許可業者の会社名、所在地：県南クリーン(有)(中間処分) 阿南市津乃峰町西分178-1 処分地の所在地：阿南市津乃峰町西分178-1, 179, 180 運搬距離：6.9km 処理単価(税抜き)：800円/t ・コンクリート(有筋) 処分許可業者の会社名、所在地：県南クリーン(有)(中間処分) 阿南市津乃峰町西分178-1 処分地の所在地：阿南市津乃峰町西分178-1, 179, 180 運搬距離：6.9km 処理単価(税抜き)：1,000円/t ・7777 処分許可業者の会社名、所在地：県南クリーン(有)(中間処分) 阿南市津乃峰町西分178-1 処分地の所在地：阿南市津乃峰町西分178-1, 179, 180 運搬距離：6.9km 処理単価(税抜き)：800円/t ・金属(処分) 処分許可業者の会社名、所在地：(株)旭金属☆優良認定業者 徳島市東沖洲1丁目12 処分地の所在地：徳島市東沖洲1丁目12 運搬距離：33.2km 処理単価(税抜き)：0円/t ・ガラス 処分許可業者の会社名、所在地：(株)フクブル 徳島市上八万町田中1148番地1 処分地の所在地：徳島市上八万町田中1148番 運搬距離：33.2km 処理単価(税抜き)：3,700円/t ・木材 処分許可業者の会社名、所在地：(有)徳島興産☆優良認定業者 徳島市津田海岸町2番90号 処分地の所在地：徳島市津田海岸町2番90号 運搬距離：29.1km 処理単価(税抜き)：10,000円/t ・廃7 処分許可業者の会社名、所在地：(株)丸八木村商店☆優良認定業者 吉野川市鴨島町鴨島652-1 処分地の所在地：吉野川市鴨島町鴨島652-1 運搬距離：50.2km 処理単価(税抜き)：10,000円/m3 ・石膏ボード 処分許可業者の会社名、所在地：(有)青藍 阿南市桑野町尾花117番地 処分地の所在地：阿南市桑野町尾花117番地 運搬距離：1.9km 処理単価(税抜き)：23,000円/t ・7777含有建材 処分許可業者の会社名、所在地：(株)明和777 三好市山城町寺野字大休場956 処分地の所在地：三好市山城町寺野大休場956 運搬距離：116.8km 処理単価(税抜き)：20,000円/m3 ・有面材 軽量鉄骨・鉄骨/7777 7777 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。 なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産業廃分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産業廃分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産業廃分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。 また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再生資源化施設への搬出を原則とする。

章	項 目	特 記 事 項
		(4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあては、建設発生土は建設発生土搬出調査、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。
		○受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(第3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。)により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(第3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。 受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類の及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、パーズン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。
		○処理に注意を要する建設廃棄物の処理(有)・無) 材 料 名(アスベスト含有建材) 処理方法(管理型処分)
		○建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等)に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のものにおいては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで配置しておくなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全写真写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

章	項 目	特 記 事 項				
5章 特別管理産業廃棄物の処理等	① 施工調査	○特別管理産業廃棄物(7777含有建材) 処理方法(7777による処理方法) ・特殊な建設副産物( ) 処理方法( ) ○特別管理産業廃棄物の分析調査(有)・無) ( ) ・ポリサルファイド系PCB含有シーリング材については、撤去後建物所有者へ移管すること。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>建物名称</th> <th>該 当 箇 所</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> ・PCB含有シーリング材が残らないよう下地が露出する程度まで極力除去すること。 ・作業員は保護手袋・保護マスクを着用し、散逸しないよう注意しながらカッターナイフ等により撤去する。撤去物は、ポリエチレン製の袋に回収し、保管容器に収納し建物所有者に移管する。 ・休憩時及び作業終了時には必ず手洗いを行うこと。また、作業後は周囲を清掃し、散逸物を回収すること。	建物名称	該 当 箇 所		
建物名称	該 当 箇 所					
2. PCB含有シーリング材						

章	項 目	特 記 事 項
6章 アスベスト含有建材の除去等	1. 適用基準	○図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房営繕部監修の下記による。 ①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 平成28年版(以下「改仕様」という。) ②公共建築改修工事標準仕様書(電気工事編) 平成28年版 ③公共建築改修工事標準仕様書(機械工事編) 平成28年版
	2. 一般事項	○関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。 ○石綿ばく露防止対策等の実施内容を見やすい場所に掲示すること。 ○事前の施工調査等を改仕様9.1.1(d)により行い、調査結果を監督員に提出すること。 ・ただし、分析によるアスベスト含有の調査は、JIS A 1481-1による。 ○アスベスト粉塵濃度測定を(行う)。(行わない)。 ・濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法-第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。 ・測定を行う場合、アスベスト除去工法の仕様による。 ・測定機関は、徳島労働局に登録されている作業環境測定機関とする。 ・報告書を(3)部作成し監督員に提出すること。 ○施工計画 (1) 工事着手前に施工計画書を監督員に提出し、承諾を受けること。 (2) アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。 ○アスベスト含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を、監督員に提出する。

章	項 目	特 記 事 項																				
	3. 7777含有吹付け材の除去及び7777含有保温材等の除去	・工法 (1) アスベスト除去工法は、「建築物等の保全技術・技術審査証明事業」による保全審査証明取得工法または、(財)日本建築センターによる審査証明取得工法とする。 ・除去箇所一覧表 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>階数</th> <th>室 名</th> <th>箇所</th> <th>建 材 種 別</th> <th>面 積</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> ・作業場の隔離等 (1) 前室、洗浄室及び更衣室は(図示の位置に設ける)・仮設建築物を設ける)。 ・施工記録等 (1) 施工記録報告書を作成し、監督員に提出すること。 (2) 施工記録報告書のうち作業者の作業記録は40年間の保存すること。 ・養生等 (1) 建築物外周部で除去作業を行う場合の仮囲いの仕様は以下による。 外部足場(種類：、仕様 帆布、D= cm、シート種類：) ・枠組足場を設置する場合は、原則として、手すり先行型足場を採用し、「手すり先行工法に関するガイドライン」(厚生労働省 平成15年4月)によるものとし、手すり先行工法の方法を採用した足場に、二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。 仮囲い高さ：H= m (2) 建築物内部で除去作業を行う場合は、建具等を全て閉じた状態で行う。閉じることの出来ない開口部の養生方法及び解体用仮設の仕様は下記による。 内部足場(種類：脚立足場、仕様 帆布、D= cm) 養生種別( ) ○工法 (1) 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさきがけて行うこと。 (2) 除去は、可能な限り破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原則「手ばらし」とする。 建築物外部の成形板を除去する場合は、できる限り原形のまま除去すること。 (3) 除去作業中は、原則として散水その他の方法により、アスベスト成形板を常に湿潤な状態として作業を行う。 (4) 建物から取り外した廃材を原型のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。 (5) やむを得ず破砕等が必要な場合は、石綿等の粉じんを飛散させないよう十分な湿潤化を行うとともに、作業場所の外部に飛散させないための措置を講ずること。 ○除去箇所一覧表 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>階数</th> <th>室 名</th> <th>箇所</th> <th>建 材 種 別</th> <th>面 積</th> </tr> <tr> <td>図示</td> <td>図示</td> <td>図示</td> <td>図示</td> <td>図示</td> </tr> </table> ○施工記録等 (1) 施工記録報告書を作成し、監督員に提出すること。	階数	室 名	箇所	建 材 種 別	面 積						階数	室 名	箇所	建 材 種 別	面 積	図示	図示	図示	図示	図示
階数	室 名	箇所	建 材 種 別	面 積																		
階数	室 名	箇所	建 材 種 別	面 積																		
図示	図示	図示	図示	図示																		
	① 7777含有成形板の除去																					

工事名	R 1 営繕 阿南光高等学校 阿南・新野 武道場等解体他工事	株式会社 橋 建 築 事 務 所	一級建築士登録 第108457号 浜岡孝幸 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 (株)橋建築事務所 一級建築士事務所 登録番号 徳島県知事 登録第61015号 電話(088)625-7878	(共通)	-	A - 3
				解体工事特記仕様書(3)		

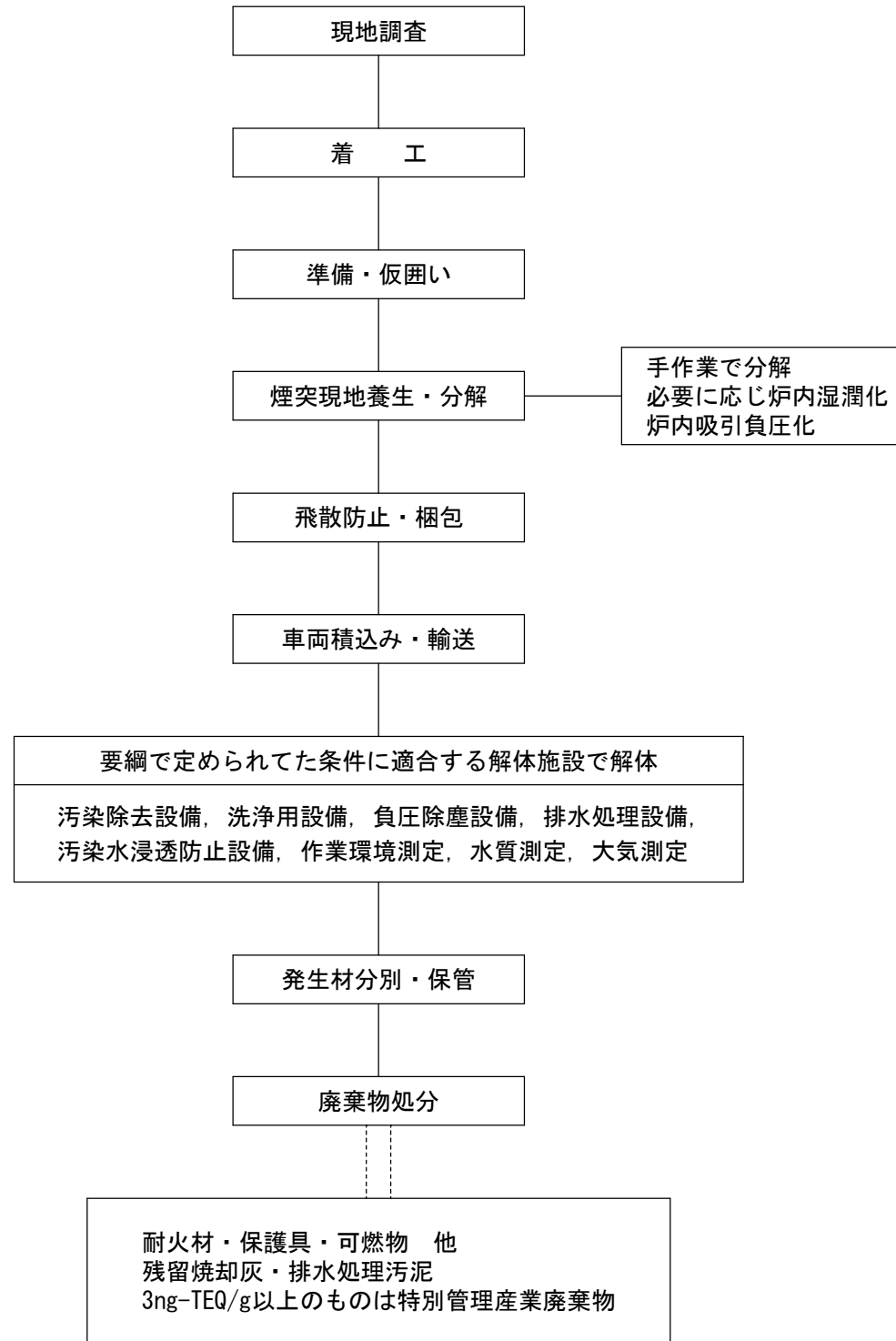
I. 工事概要		章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項													
1. 工事名称	R1 営繕 阿南光高等学校 阿南・新野 武道場等解体他工事		<p>○受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</p> <p>○受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>○受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>○受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>○受注者は、移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、当面は、経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。</p> <p>○休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p> <p>○受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>○受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p> <p>○工事現場には、営繕課指定の工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。工事標識については、原則として徳島県産木材を用いた木製品を使用するものとする。また、県産木材の取扱については、「10. 工事用資材・県産木材の使用」を準用する。</p> <p>○受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」（電子データ）を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>○電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けると、 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とする。</p> <p>・工事に影響のある範囲内の重要備品等（有・無） 備品等名称： 保管場所： 注意事項：</p> <p>○工事現場監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の外出した時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。</p> <p>○受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p> <p>○施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>○技能士の適用については、次の技能検定作業（以下、「作業」という。）のうち各工事に適用する作業を指定するものとする。 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。 なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。</p> <p>○印…適用作業</p> <table border="1"> <tr> <th>工事種目</th> <th>技能検定職種</th> <th>技能検定作業</th> </tr> <tr> <td>仮設</td> <td>とび</td> <td>・とび作業</td> </tr> </table> <p>○本工事に先駆け、県において周辺家屋等の事前調査を実施していますので、調査報告書を参考にして、今後の工事を実施すること。</p> <p>○工事に関連して、周辺住民から苦情がある場合は、十分調査を行い、監督員に報告、協議して対応すること。</p>	工事種目	技能検定職種	技能検定作業	仮設	とび	・とび作業	<p>④ 実施工程表 施工計画書等</p> <p>○施工に先立ち、実施工程表、工事の総合仮設計画をまとめた施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>○上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>○電子納品：対象</p> <p>○提出書類 ・竣工図（製本3部、電子データ2部）（A4・A3・A2（<b>原図版</b>）） ・工事写真（写真帳1部（<b>着手前</b>）・工事中（<b>竣工</b>））、電子データ2部） ・使用材料一覧表（1部、うち電子データ1部） ・保全に関する資料</p> <p>○竣工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式を0-Rに保存する。</p> <p>○工事写真はしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。 しゅん工については、工事目的物の状態が、また、資材、施工状況等については、不可視不文の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>○工事写真の撮影は、建設大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>サイズ</th> </tr> <tr> <td>着工前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>工事中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>竣工</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </table> <p>○工事完成撮影は、専門家に（よる（<b>よらない</b>））ものとする。</p> <p>○受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」という。）すること。</p> <p>・受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等（以下「建材等」という）の発注の際には、発注前に、「生コンクリート使用承諾届」、「材料使用承諾届」、「木材使用承諾届」を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>・受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「木材使用実績報告書」（電子データ）、「建設資材使用実績報告書」（電子データ）を監督員に提出しなければならない。</p> <p>・県産木材の使用 (1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。 ① 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材 ② ①以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材 (3) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 (4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。 (5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入</p> <p>・製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木質製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。</p>	区分	サイズ	着工前	カラー、手札版又はサービスサイズ	工事中	カラー、手札版又はサービスサイズ	竣工	カラー、手札版又はサービスサイズ
工事種目	技能検定職種	技能検定作業																
仮設	とび	・とび作業																
区分	サイズ																	
着工前	カラー、手札版又はサービスサイズ																	
工事中	カラー、手札版又はサービスサイズ																	
竣工	カラー、手札版又はサービスサイズ																	
4. 工期	工事完成年月日は平成 年 月 日とする。																	
II. 小型焼却炉撤去・解体工事仕様書		※○印の付いたものを適用する。																
章 項 目	特 記 事 項																	
1章 小型焼却炉撤去・解体一般共通事項	<p>① 通用基準等</p> <p>○設計図書の優先順位は、次の順とする。 (1) 質問回答書(2)から(5)に対するもの) (2) 補足説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面</p> <p>○施工条件は次による。</p> <p>○本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。 ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。 なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>・本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>・本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>○受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。</p>	<p>① 工事現場管理</p>	<p>④ 施工</p>	<p>⑥ 技能士の通用</p>	<p>① 周辺家屋等の対応</p>													
② 工事関係図書	<p>○施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>○上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>○竣工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。</p>	<p>④ 施工</p>	<p>④ 技能士の通用</p>	<p>① 周辺家屋等の対応</p>														
③ 安全衛生管理	<p>○工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人も十分周知徹底すること。</p> <p>○工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。</p> <p>○工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p> <p>○工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>○受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。</p> <p>○地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。</p>	<p>④ 施工</p>	<p>④ 技能士の通用</p>	<p>① 周辺家屋等の対応</p>														
工事名	R1 営繕 阿南光高等学校 阿南・新野 武道場等解体他工事	株式会社 橋 建 築 事 務 所	一級建築士登録 第108457号 浜岡孝幸 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 (株)橋建築事務所 一級建築士事務所 登録番号 徳島県知事 登録第61015号 電話(088)625-7878	(共通)	— A-4													
				小型焼却炉解体工事特記仕様書(1)														

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項		
11	設計変更箇所確認	<p>○県内産資材の使用</p> <p>(1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <p>県内産資材(次のいずれかに該当するもの)</p> <p>① 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品</p> <p>② 徳島県内の工場で加工、製造された製品</p> <p>注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。</p> <p>注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。</p> <p>注3 公共建築工事標準仕様書その関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</p>	2章 小型焼却炉撤去・解体仮設工事	○足場等	<p>○仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。</p> <p>①労働安全衛生法に基づく構造規格</p> <p>②(社)仮設工業会の認定基準</p> <p>また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用にも努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。</p> <p>○労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。</p> <p>届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。</p> <p>届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。</p> <p>○労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。</p> <p>○受注者は、高さが2m以上の箇所で行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>○外部足場(種類：手すり先行型枠組本足場(据置型)、仕様：2枚布、D=90cm、シート仕様：防音シート)</p> <p>・壁つなぎ間隔(水平方向： m以下、鉛直方向： m以下)</p> <p>・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式により行うこと。</p> <p>ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。</p> <p>・内部足場(種類： 仕様： 枚布、D= cm)</p> <p>・壁つなぎ間隔(水平方向： m以下、鉛直方向： m以下)</p> <p>・仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>・仮囲い(仕様： , H= m, L= m)(図示)</p> <p>・ゲート(有・無、仕様： )</p> <p>・足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。</p> <p>・受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。</p>	3章 小型焼却炉撤去・解体工事	○一般事項	<p>○本工事の施工においては、次の関係法令、通達等を遵守して行い、労働者のダイオキシンの類ばく露防止対策の徹底を図るとともに、周辺環境に対する安全にも十分配慮して実施すること。</p> <p>○関係法令・通達等</p> <p>・労働安全衛生法</p> <p>・ダイオキシン類対策特別措置法</p> <p>・廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱(平成13年4月25日 基発第401号)(以下、DXN類ばく露防止対策要綱という)</p> <p>・特定作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策の考え方について(平成15年8月1日 基安化発第0801001号)</p> <p>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> <p>・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律</p> <p>・建設副産物適正処理推進要綱(国土交通省)</p> <p>・建設廃棄物処理マニュアル</p> <p>・大気汚染防止法</p> <p>・騒音規制法</p> <p>・振動規制法</p> <p>・悪臭防止法</p> <p>・水質汚濁防止法</p> <p>・計量法</p> <p>・その他</p> <p>○ダイオキシンの測定・分析は、特定計量証明事業認定制度(MLAP)の認定を受けている機関、または、平成17年度の環境省実施のダイオキシン類調査の受注資格を有している機関で行うこと。</p> <p>○撤去焼却炉等の運搬計画及び通行道路の搬送計画について、関係機関と協議し、一般車両の通行に支障の無いように努めること。また、道路の汚染防止に努め、道路等を汚した場合は速やかに清掃すること。</p> <p>○解体は全て分別解体により行うこと。</p> <p>○解体作業中の工事写真は、次の工程で撮影すること。</p> <p>・ 屋根折板を取り外した状況</p> <p>・ 煙突を取り外した状況(養生・密封状況も)</p> <p>・ 焼却炉積み込み状況</p> <p>・ 焼却炉解体作業場撤入状況</p> <p>・ 解体焼却炉集積状況</p> <p>・ 耐火材撤去・集積状況</p> <p>・ 残灰撤去・集積状況</p> <p>・ 各構込み状況(車のナンバープレートも撮影)</p> <p>・ 各捨場状況(車のナンバープレートも撮影)</p>	<p>○工事範囲</p> <p>○焼却炉解体</p> <p>(1) 濃度・含水率調査</p> <p>①ダイオキシン類調査</p> <p>②重金属類調査</p> <p>③洗浄水水質検査</p> <p>④結果報告</p> <p>⑤その他</p> <p>(2) 施工計画書の作成及び施工</p> <p>①解体業者</p> <p>②安全衛生管理</p> <p>③作業指揮者</p> <p>④作業管理区域</p> <p>⑤保護具</p> <p>⑥解体手順・工法</p> <p>⑦廃棄物の処分</p> <p>(3) 工事報告</p>	<p>○焼却炉設置施設内の電気、給排水等の撤去・修復も、本工事に含む。</p> <p>○解体作業前に、炉内・集塵機・煙突等付着物のダイオキシン類含有率の測定及び解体作業中の作業室内の空気中のダイオキシン類の濃度測定を行う。</p> <p>・ 解体作業前(本工事に含む) <b>実施済み(結果別添)</b></p> <p>・ 解体作業中(本工事に含む)</p> <p>・ 解体作業後の空気中のDXN類調査は <b>(行わない)</b> 行う)</p> <p>○焼却炉構造物及び炉内付着物の重金属類の溶出試験を行う。</p> <p>○炉内付着物の洗浄水の分析を行う。</p> <p>○測定結果については報告書を3部作成し、2部提出すること。1部は解体業者が保管すること。</p> <p>○汚染物(残灰、洗浄水等)の分析の結果、基準値を超える場合は、監督員に協議すること。</p> <p>○焼却炉解体は、以下の業者と同等の「作業者の安全及び周辺環境への対策が十分に行われる施設(DXN類ばく露防止対策要綱に定められた条件に適合する施設)」を保有する解体業者にて行うこと。</p> <p>・ ○○工業(株) (○○市○○町○○番地)</p> <p>・ (株)××重機 (××郡××町××丁目×番地)</p> <p>○解体作業に従事する作業員全員に対して、労働安全衛生規則(第592条の7)等に定める特別教育を実施すること。</p> <p>○労働安全衛生規則に基づき、特定化学物質等作業主任資格者を作業指揮者に選任し、解体作業の全般的な指揮を行うこと。</p> <p>○解体作業は、内部の粉塵・ガス等が外部に流出しないよう、DXN類ばく露防止対策要綱に定められた条件に適合する施設(以下「作業管理区域」という。)で行うこと。</p> <p>○作業管理区域については、作業場所内部を負任にするとともに、汚染空気を適切に処理するために、HEPAフィルターやチャコールフィルター類等の適切な処理能力を有する装置を経由して、作業管理区域内の空気を清浄にしながら区域外に排出すること。</p> <p>○区画作業場が、適正に負任状態を保っていることを確認するために、解体作業中、負任監視装置による連続記録紙に記録し、報告書を提出すること。</p> <p>○作業管理区域の出入口には、クリーンルームやエアシャワー等付着物除去設備を配置すること。</p> <p>また、これに隣接して保護具の更衣場所を、汚染の恐れのない場所に設置し、作業管理区域への出入りにあたっては、汚染の外部漏出を防ぐため、作業服・靴をその都度着替えること。</p> <p>また、うがい、洗面等のできる洗浄設備と、温水シャワー等洗浄設備を設置すること。</p> <p>○保護具レベルは、( <b>解体前に炉内付着物のダイオキシン類調査を行い決定する</b> ・ <b>事前調査結果に基づき①・②・③とする</b> )</p> <p>○煙突の解体は、「特定作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策の考え方について」(厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質調査課長通達)に基づき、消断せずに手作業により分解し、直ちに開口部と焼却炉全体をビニール等で閉鎖すること。</p> <p>○焼却炉の解体作業は上記作業管理区域にて適正に行うこと。</p> <p>＜解体留意事項＞</p> <p>・ 焼却炉内の付着・堆積物の除去は、HEPAフィルター付き真空掃除機等を用いて行う。</p> <p>・ ダイオキシン類の発生源は、湿潤化又は粉じん飛散防止剤等で飛散防止を行う。</p> <p>○焼却炉の構造物質、残灰・堆積物、洗浄水等の処分計画書を提出すること。</p> <p>○洗浄水は、分析結果に基づき、許可施設等にて適正に処分すること。</p> <p>○解体後発生するダイオキシン類等汚染物は、管理型処分場、または許可施設にて適正に処分すること。</p> <p>○以下の内容について報告書を提出すること。</p> <p>・ 工事写真</p> <p>・ 特別教育記録</p> <p>・ ダイオキシン類の測定・分析機関の認証等証明書</p> <p>・ 負任状況連続記録紙</p> <p>・ 各分析、測定結果</p> <p>・ 廃棄物の処理報告(マニフェスト等)</p> <p>・ 実施結果工程</p>
		工事名		R 1 営繕 阿南光高等学校 阿南・新野 武道場等解体他工事	株式会社 橋 建 築 事 務 所		一級建築士登録 第108457号 浜岡孝幸 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 (株)橋建築事務所 一級建築士事務所 登録番号 徳島県知事 登録第61015号 電話(088)625-7878	(共通)	-	A-5

章	項目	特記事項
④	焼却炉以外の廃棄物の処分	<p>○発生材の処理等は、次により適正に行う。</p> <p>(1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。</p> <p>(2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進条例その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、又は自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、様仕の規定による場合は監督職員と読み替える。以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。</p> <p>(3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。</p> <p>・金属(処分)  処分許可業者の会社名、所在地：(株)旭金属☆優良認定業者 徳島市東沖洲1丁目12  処分地の所在地：徳島市東沖洲1丁目12  運搬距離：33.2km  処理単価(税抜き)：0円/t</p> <p>・廃ア  処分許可業者の会社名、所在地：(株)丸八木商店☆優良認定業者 吉野川市鴨島町鴨島652-1  処分地の所在地：吉野川市鴨島町鴨島652-1  運搬距離：50.2km  処理単価(税抜き)：10,000円/m<sup>3</sup></p> <p>なお、諸般の事情により上記の事業所で処分しない場合は、他の事業所で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。記載されている処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者に認定されている場合は、原則記載の処分場で処分を行うこと。また、その場合において、諸般の事情により徳島県優良産業廃棄物処理業者以外の処分場で処分を行う場合は理由書を監督員に提出すること。</p>

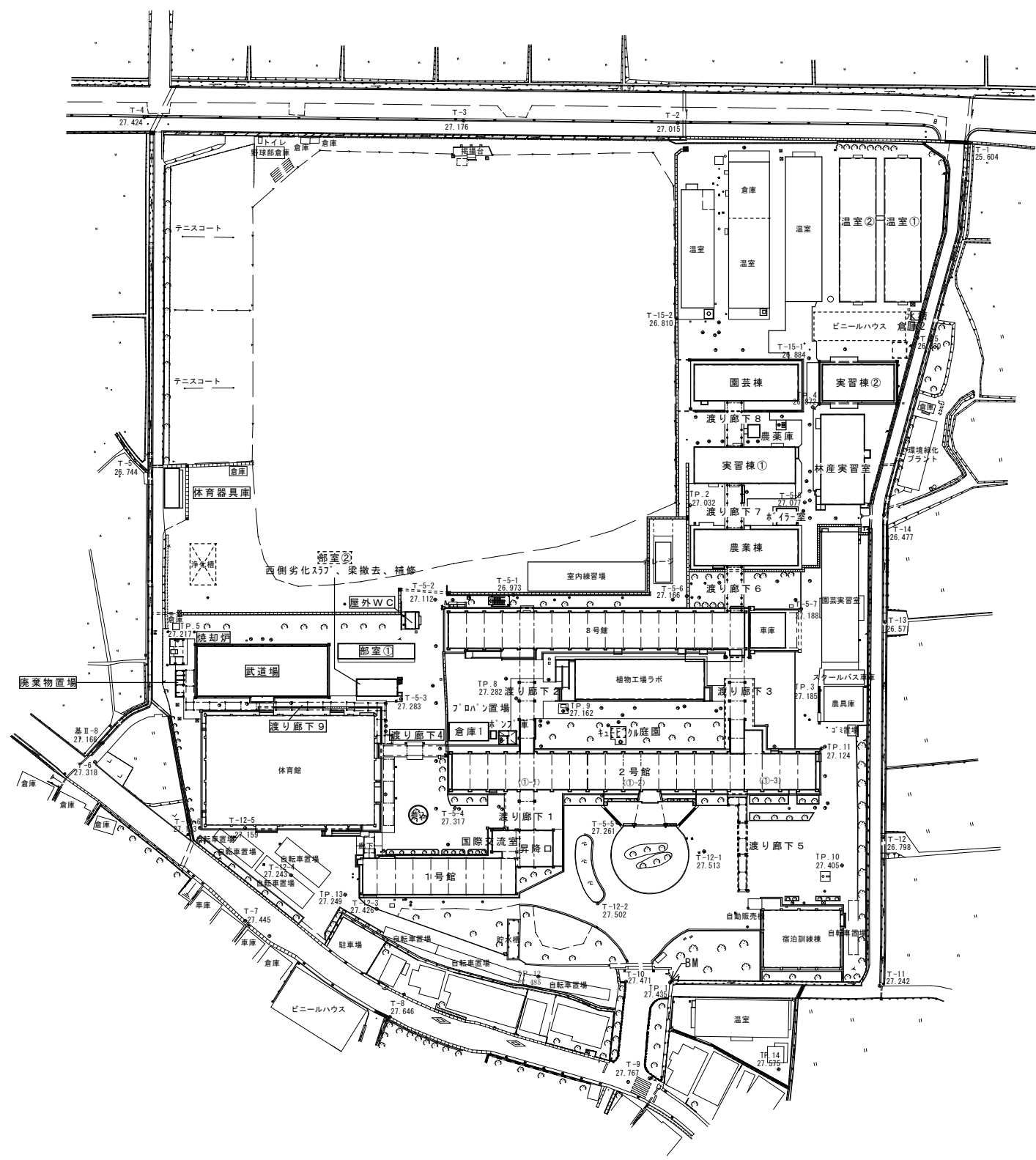
### 小型焼却炉解体作業のフロー図(例)

※フローについては監督員と協議を行うこと。



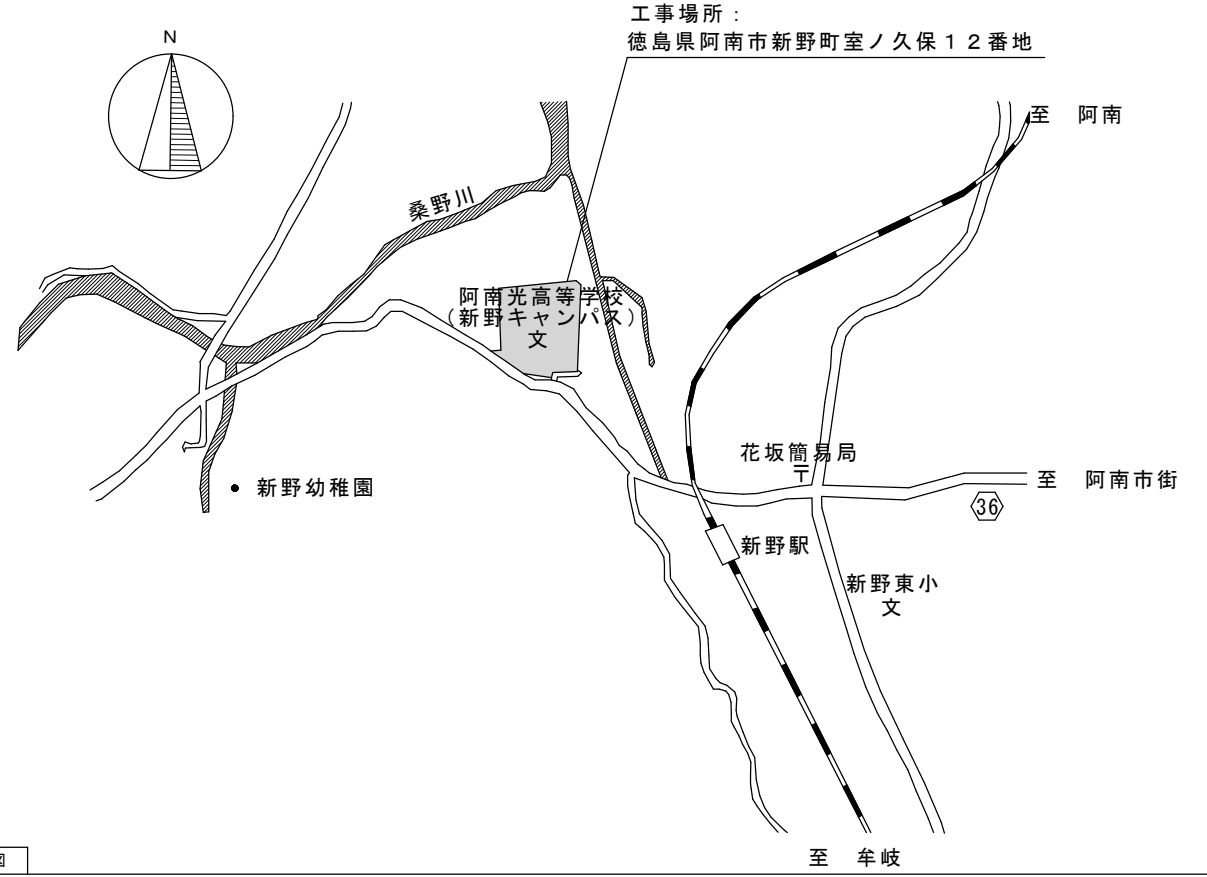
工事名	R 1 営繕 阿南光高等学校阿南・新野 武道場等解体他工事	株式会社 橘 建 築 事 務 所	一級建築士登録 第108457号 浜岡孝幸	(共通)	-	A - 6
			〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 (株)橘建築事務所			
			一級建築士事務所 登録番号 徳島県知事 登録第61015号 電話(088)625-7878			
			小型焼却炉解体工事特記仕様書(3)			





(解体前) 全体配置図 S=1/1,000

建物名 : 解体建物を示す。  
(解体範囲は解体配置図参照)



付近見取図

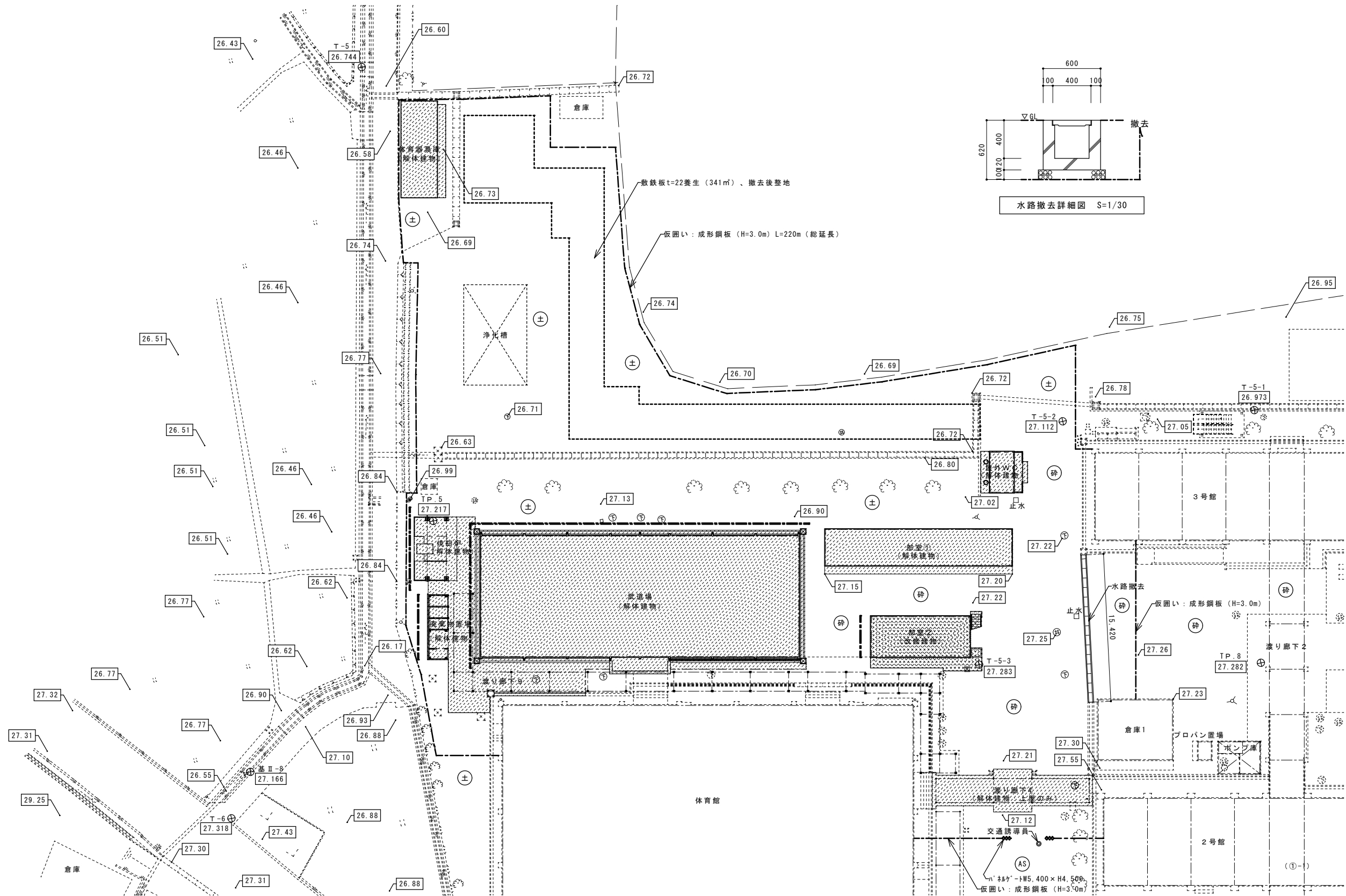
工事場所：  
徳島県阿南市新野町室ノ久保12番地

■支障物件について

- ・受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。
- ・地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。
- ・受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。

工事名	R 1 営繕 阿南光高等学校 阿南・新野 武道場等解体他工事	株式会社 橘建築事務所	一級建築士登録 第108457号 浜岡孝幸	(共通)	1/1,000	A-7
	〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 (株)橘建築事務所		一級建築士事務所 登録番号 徳島県知事 登録第61015号 電話(088)625-7878			
	配置図, 付近見取図					

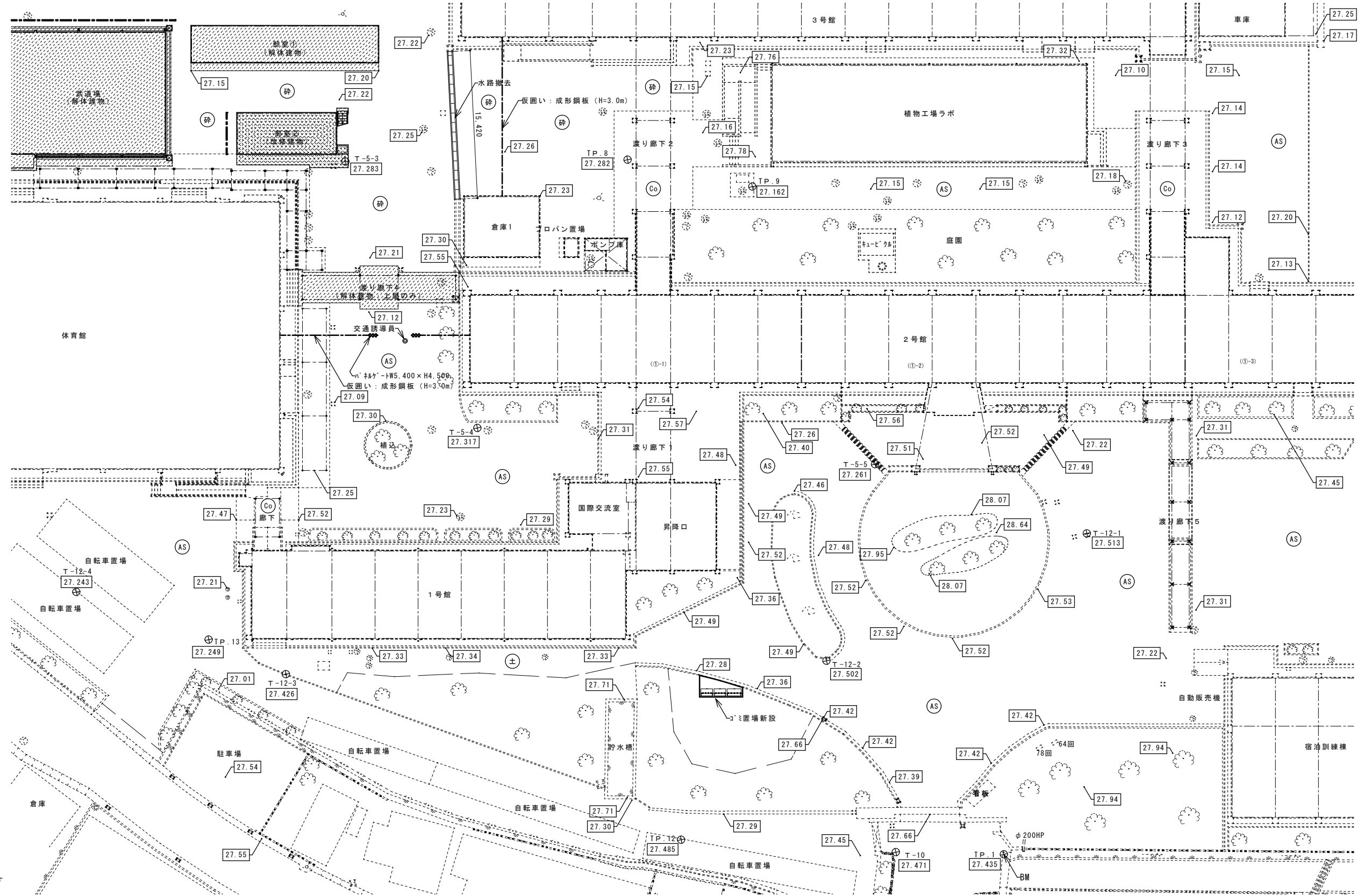




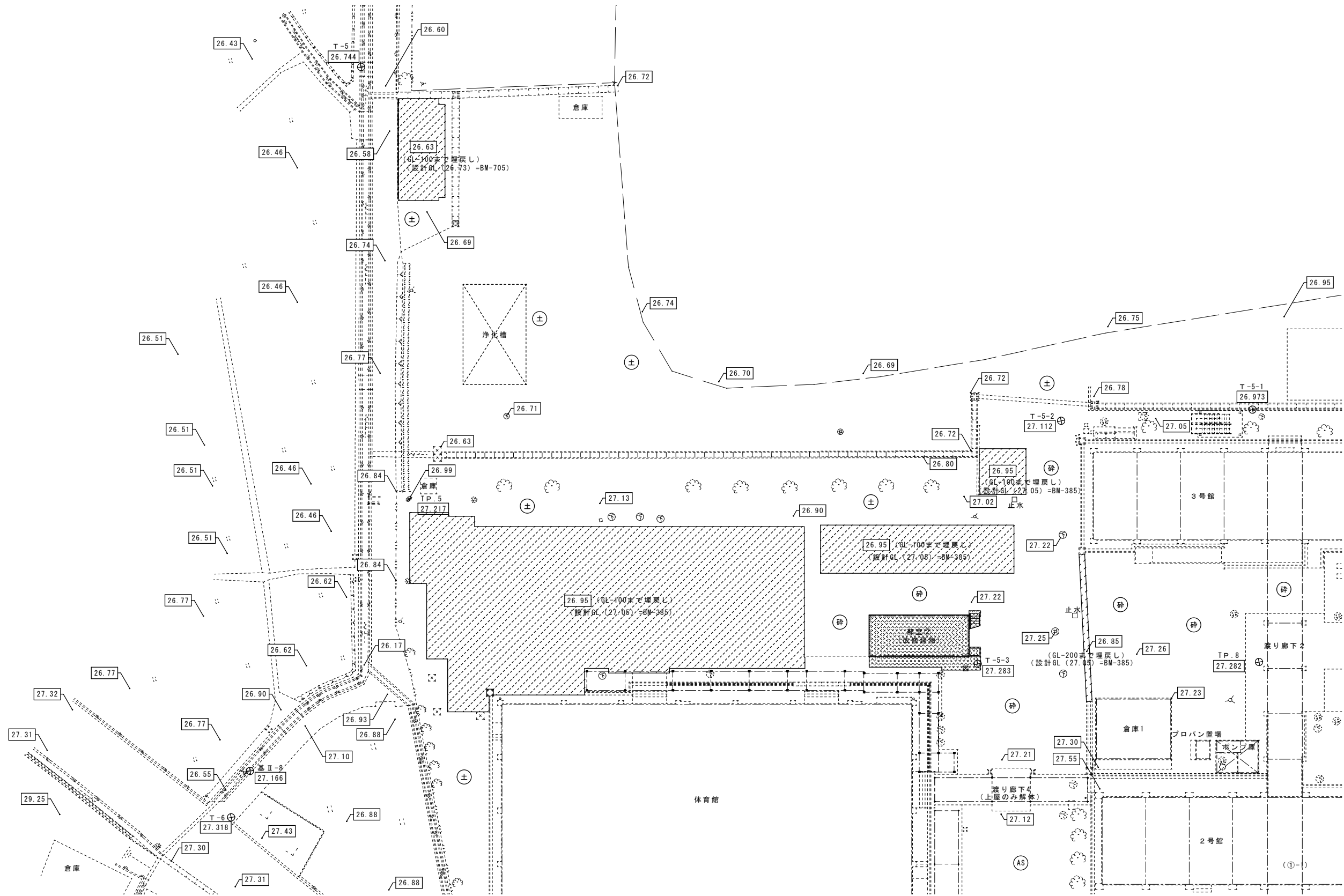
外部足場+防音シート範囲を示す

既存舗装仕上リスト		凡例							
記号	仕様	記号	仕様	記号	仕様	記号	仕様	記号	仕様
AS	既存アスファルト舗装 t=50	(斜線)	解体建物 (各解体図参照のこと)						
Co	既存コンクリート舗装 t=100	(点線)	改修建物 (各改修図参照のこと)						
砕	既存砕石敷	数字	現況レベルを示す						
土	整地のまま								

工事名	R1 営繕 阿南光高等学校 阿南・新野 武道場等解体他工事	株式会社 橋建築事務所	一級建築士登録 第108457号 浜岡孝幸	(共通)	1/300	A-8
			〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 (株)橋建築事務所			
			解体配置図(1)			



既存舗装仕上リスト		凡例							
記号	仕様	記号	仕様	記号	仕様	記号	仕様	記号	仕様
AS	既存アスファルト舗装 t=50		解体建物 (各解体図参照のこと)						
Co	既存コンクリート舗装 t=100		改修建物 (各改修図参照のこと)						
砕	既存砕石敷	数字	現況レベルを示す						
土	整地のまま								



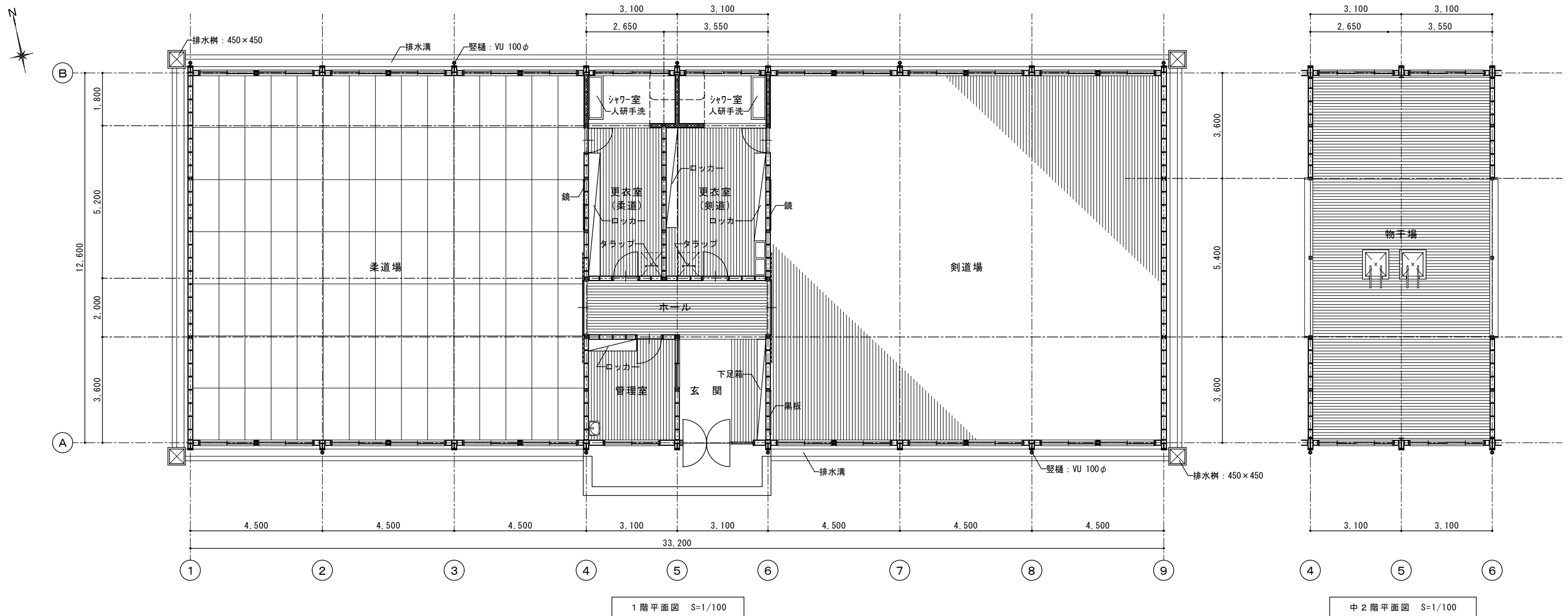
既存舗装仕上リスト		凡例							
記号	仕様	記号	仕様	記号	仕様	記号	仕様	記号	仕様
AS	既存アスファルト舗装 t=50	(斜線)	解体建物 (各解体図参照のこと)						
Co	既存コンクリート舗装 t=100	(点線)	改修建物 (各改修図参照のこと)						
砕	既存砕石敷	数字	現況レベルを示す						
土	整地のまま								

■ 外部仕上表 ★印仕上げ材料はアスベスト含有材を示す。

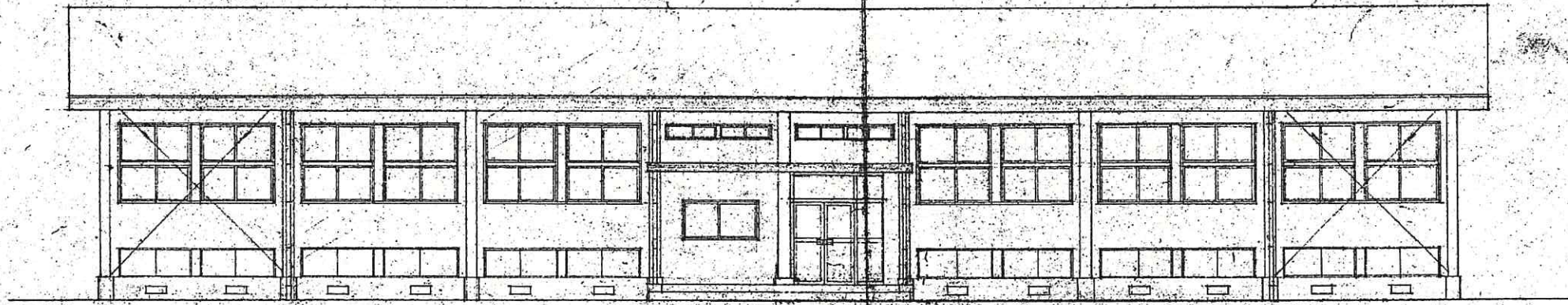
犬走り	腰	外壁	軒裏	屋根	備考
モルタル塗り (巾木:モルタル刷毛引)	外壁用下見板(合板) t=6.5 OP	外壁用下見板(合板) t=6.5 OP	★石綿セメント板(平板) t=5 AEP(外部用)	瓦棒葺(三兎式A号) カラー #28	床下気抜

■ 内部仕上表

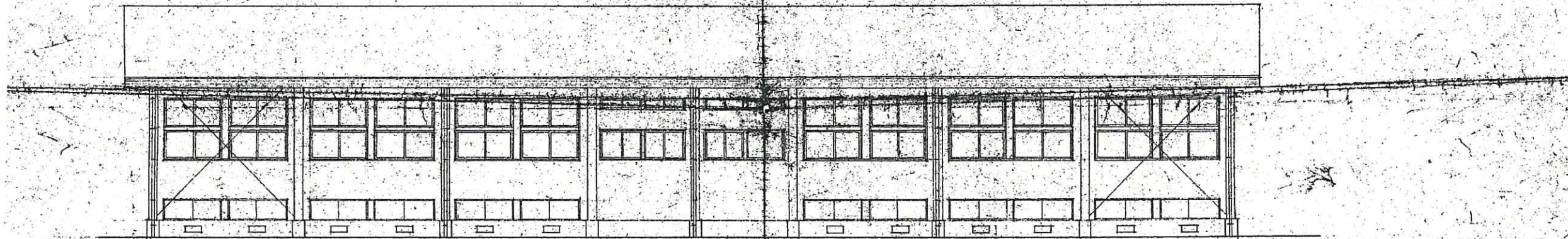
室名	床	巾木	腰壁	壁	天井	備考
柔道場	ビニール畳 105帖 (捨板:杉 t=24)	ラワン OP (30×120)	外壁用下見板(合板) t=6.5 OP	有孔ベニヤ T-2 (ラワン) t=4 OP	木毛板(屋根下地) t=18 細目 EP吹付	鏡 (850×1800) リングダンパー RDB-22
剣道場	フローリング1等 t=15 (捨板:杉 t=18)	ラワン OP (30×120)	外壁用下見板(合板) t=6.5 OP	有孔ベニヤ T-2 (ラワン) t=4 OP	木毛板(屋根下地) t=18 細目 EP吹付	黒板 (1500×900) 鏡 (850×1800) 鉄格子 OP リングダンパー RDB-21
玄関 ホール	人研 (真鍮目地切) フローリング1等 t=15	人研 ラワン OP (30×120)	耐水合板 T-2 (ラワン) t=4 ゾラコート吹付	有孔ベニヤ T-2 (ラワン) t=4 OP	うずしお吸音板	下足箱
管理室	フローリング1等 t=15	ラワン OP (30×120)	耐水合板 T-2 (ラワン) t=4 OP (一部:100角タイル張り)	有孔ベニヤ T-2 (ラワン) t=4 OP	うずしお吸音板	ロッカー 手洗器 鏡
更衣室 (柔道)	ヒノキ緑甲板 t=15 上小節	ラワン OP (30×120)	耐水合板 T-2 (ラワン) t=4 OP	有孔ベニヤ T-2 (ラワン) t=4 OP	有孔耐水合板 T-2 (ラワン) t=4 OP	ロッカー タラップ 道衣掛(折れ釘)
更衣室 (剣道)	ヒノキ緑甲板 t=15 上小節	ラワン OP (30×120)	耐水合板 T-2 (ラワン) t=4 OP	有孔ベニヤ T-2 (ラワン) t=4 OP	有孔耐水合板 T-2 (ラワン) t=4 OP	ロッカー タラップ 道衣掛(折れ釘) 竹刀立て
シャワー	磁器モザイクタイル 25角		100角タイル	有孔ベニヤ T-2 (ラワン) t=4 OP	有孔耐水合板 T-2 (ラワン) t=4 OP	手洗い(人研) カーテンレール(ステンレス) ビニールカーテン
物干場	アビトンフローリング	ラワン OP (30×120)	耐水合板 T-2 (ラワン) t=4 OP	有孔ベニヤ T-2 (ラワン) t=4 OP	木毛板(屋根下地) t=18 細目 EP吹付	ハンガー掛パイプ (GP 25φ)



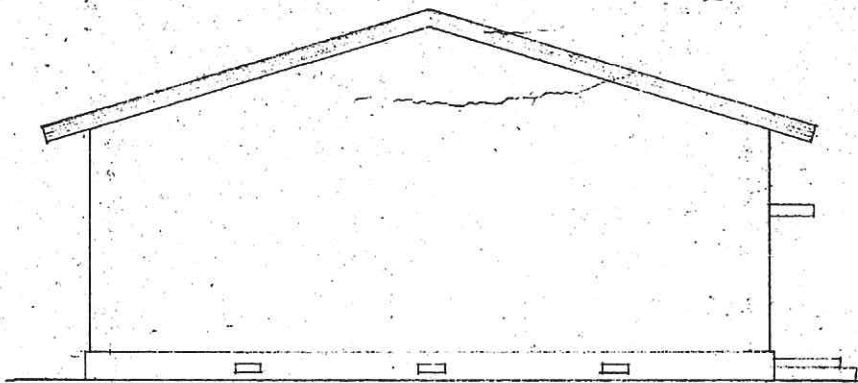




側面図 1/100



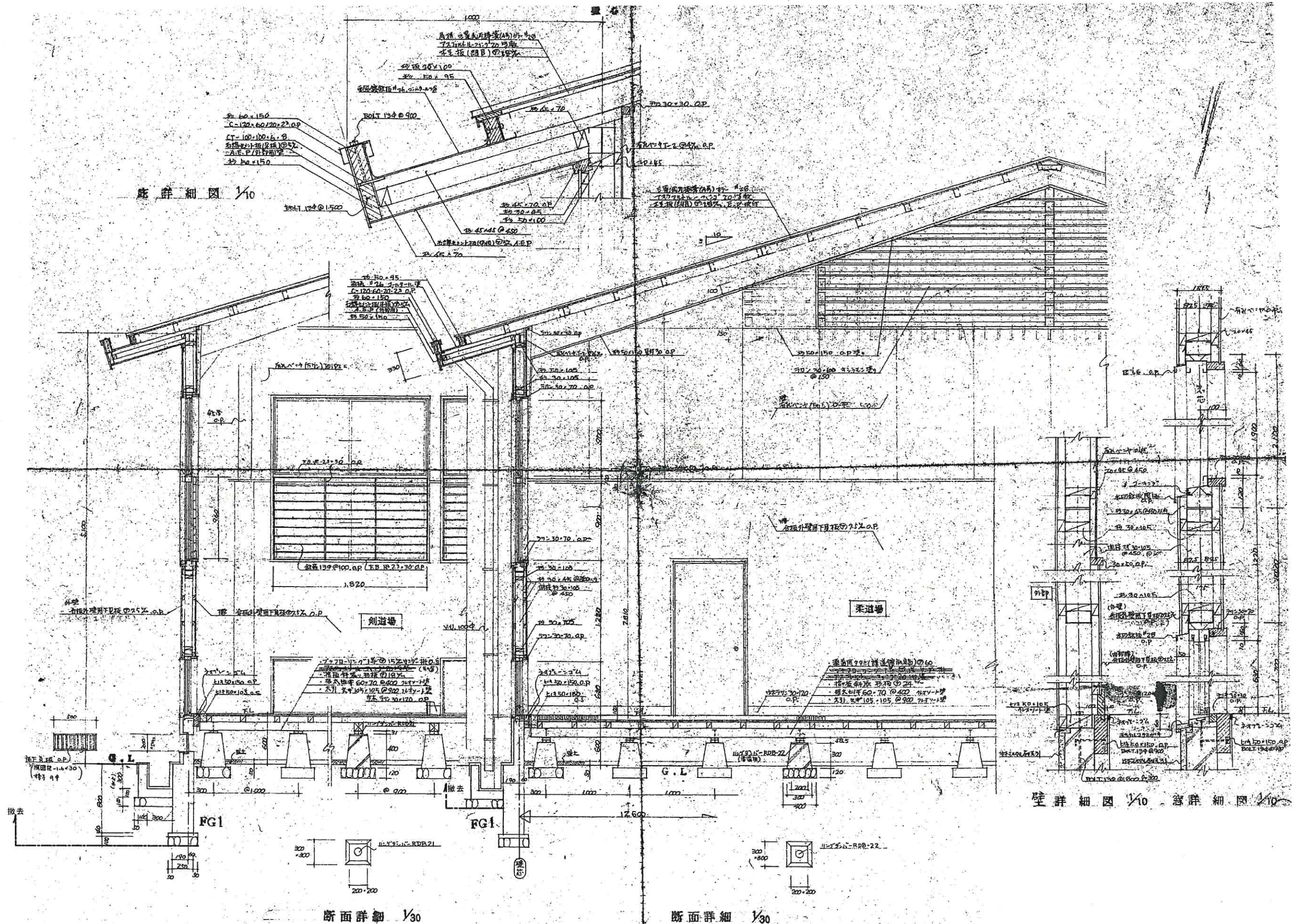
側面図 1/100



側面図 1/100

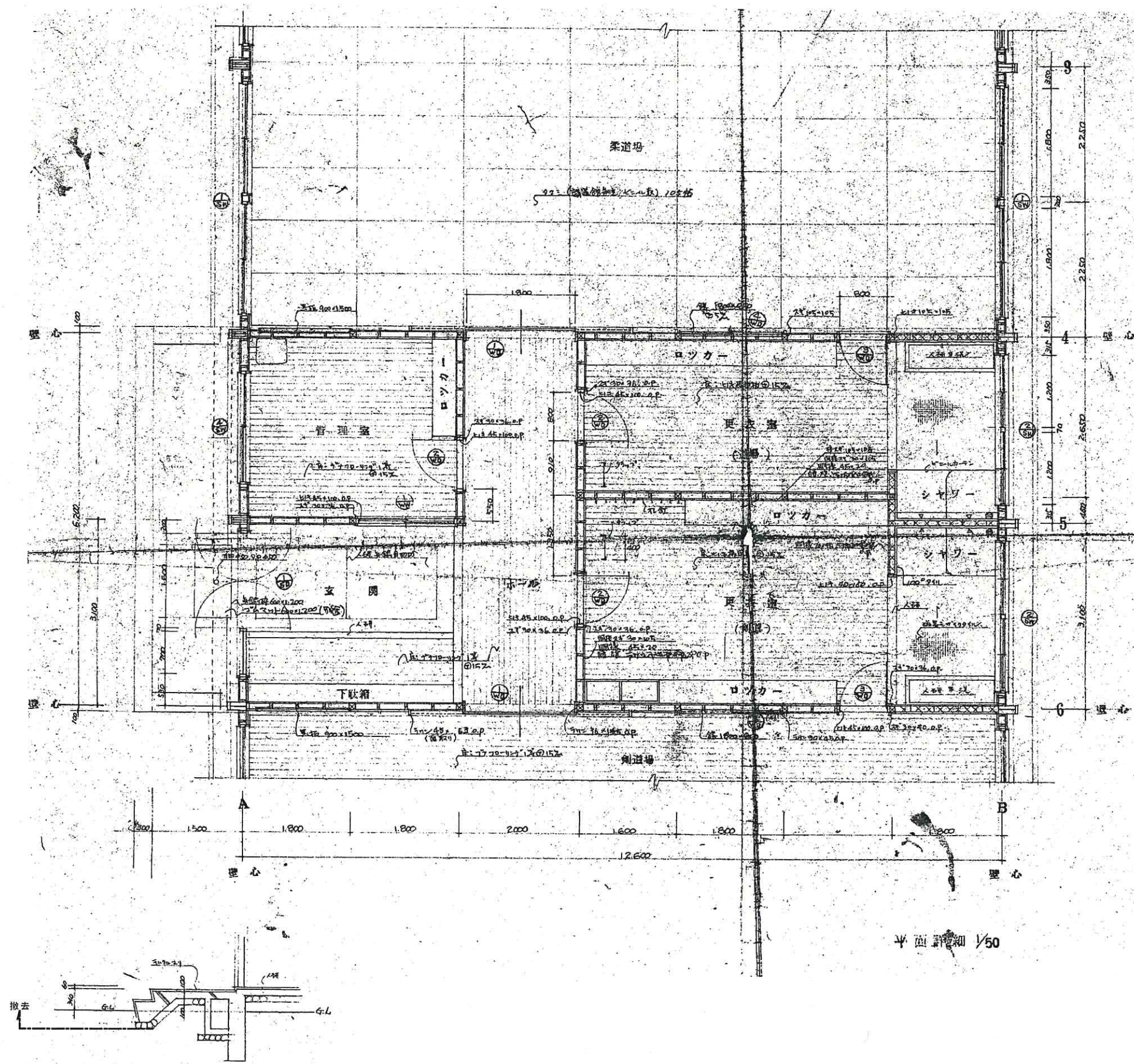
工事名	R1 営繕 阿南光高等学校 阿南・新野 武道場等解体他工事	株式会社 橘建築事務所				一級建築士登録 第108457号 浜岡孝幸	(武道場)	1/100	A-12
						〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 (株)橘建築事務所			



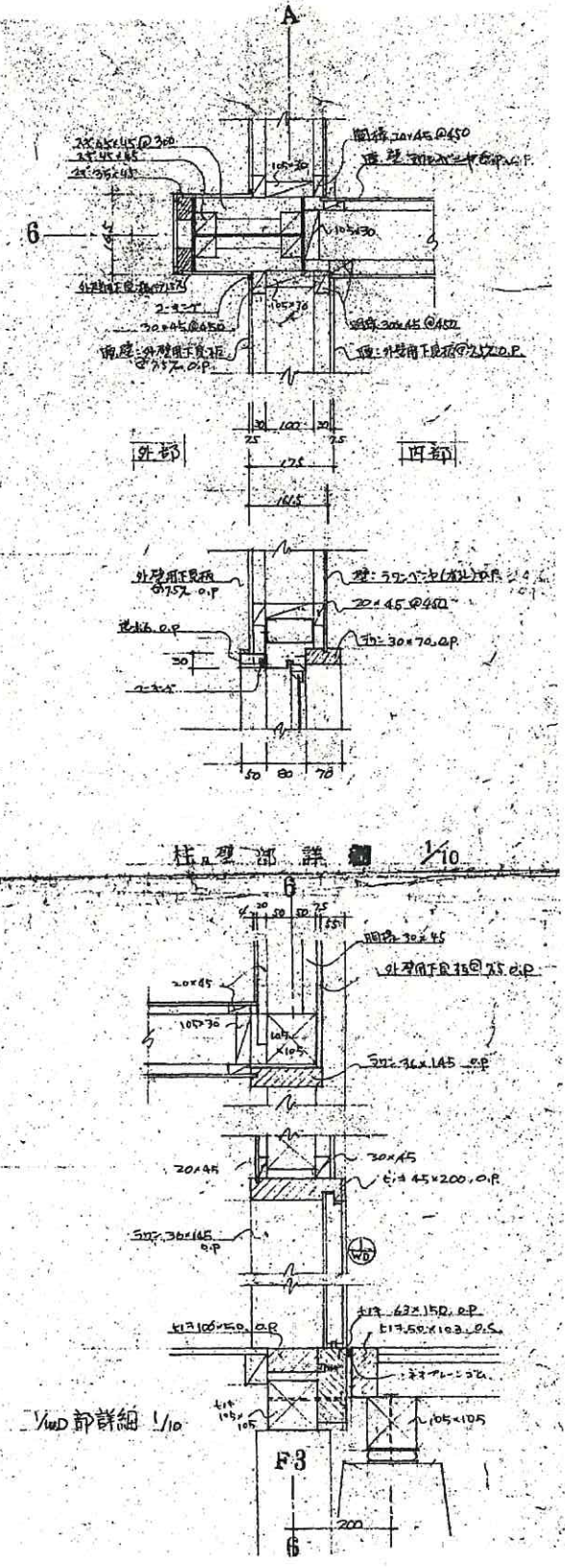


工事名	R1 営繕 阿南光高等学校 阿南・新野	株式会社 橋建築事務所	一級建築士登録 第108457号 浜岡孝幸	(武道場)	1/10	A-13
	武道場等解体他工事		〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 (株)橋建築事務所	一級建築士事務所 登録番号 徳島県知事 登録第61015号 電話(088)625-7878	断面詳細図	





平面詳細 1/50



柱部詳細 1/10

下駄箱詳細 1/10

工事名	R1 営繕 阿南光高等学校 阿南・新野 武道場等解体他工事	株式会社 橋 建築 事務所	一級建築士登録 第108457号 浜岡孝幸	(武道場)	1/10	A-14
			〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 (株)橋建築事務所		1/50	
			一級建築士事務所 登録番号 徳島県知事 登録第61015号 電話(088)625-7878	平面詳細図		